

# 義務付け・枠付けの見直し状況

10,057条項

○地方分権改革推進委員会第2次勧告 (H20. 12. 8)

義務付け・枠付けの見直しを行う対象  
4,076条項

性質上、義務付けを残すべきもの  
(国民の生命等への危険に対する保護等)

○地方分権改革推進委員会第3次勧告 (H21. 10. 7)

3つの重点事項  
889条項

残すべきもの

残り2,860条項

3つの重点事項以外の  
見直し対象条項

○地方分権改革推進計画第1次一括法等 (H23. 4. 28)

地方要望  
106条項

特に問題のある  
(a)施設・公物設置管理の基準  
(b)協議、同意、許可・認可・承認  
(c)計画等の策定及びその手続  
を重点事項とし、その具体的な見直し内容を勧告

○地域主権戦略大綱第2次一括法等 (H23. 8. 26)

その他  
530条項

実施636条項

1,212条項 残り1,648条項

重点事項  
363条項

新たな重点事項として  
①地方からの提言等に係る事項  
②通知・届出・報告、公示・公告等  
③職員等の資格・定数等  
の3つを設定して、見直し

○第3次見直し 第3次一括法案 (H24. 3. 9閣議決定)  
⇒ 衆議院解散に伴い廃案

第3次一括法が成立 (H25.6.7)

実施  
291条項

○第4次見直し (H25. 3. 12閣議決定)

地方からの提案を受けて見直し  
(提案事項64項目—実施48項目)

残された  
事項  
1,648条項

義務付け・枠付けを見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施(実施率74%)